

地域再生計画の認定申請について

1 地域再生計画について

(1) 概要

国では、地方創生全体の方向性を定める「まち・ひと・しごと創生法」（平成 26 年法律第 136 号）と、個別地域における具体的な支援措置を提供する「地域再生法」（平成 17 年法律第 24 号）の 2 法が両輪となり、地方創生を推進している。

このうち、地域再生法では、地方公共団体が作成する「地域再生計画」を内閣総理大臣が認定し、認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援している。

今回、東久留米市デジタル田園都市国家構想総合戦略を策定したことを契機に、歳入確保策として、令和 6 年度まで「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に関連する寄附を行った法人に対する特例措置がある「企業版ふるさと納税」の活用を図るべく、地域再生計画を作成の上、認定申請を行う。

【主な支援措置メニュー】

- ・デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ／地方創生拠点整備タイプ）
- ・企業版ふるさと納税（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）
- ・地域再生支援利子補給金
- ・企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等 他

(2) 認定の手続き

令和 6 年 5 月	地域再生計画（案）の作成、事前相談
6 月	地域再生計画の認定申請
8 月中旬	内閣総理大臣による認定（申請から 3 ヶ月以内） 認定以降、地域再生事業の実施

(3) 地域再生計画 ※策定中

東久留米市デジタル田園都市国家構想総合戦略に基づく内容記載となる。

2 企業版ふるさと納税について

(1) 概要

国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクト（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）に対する寄附を行った法人に対し、寄附額の最大 6 割に相当する額の税額控除の特例措置が適用され、寄附に係る損金算入措置による軽減効果（約 3 割）と合わせて、最大で寄附額の約 9 割に相当する額が軽減される制度。

令和 2 年度税制改正により、適用期限が 5 年間延長（令和 6 年度まで）されている。

例）1,000 万円寄附すると、最大約 900 万円の法人関係税が軽減

(2) 企業版ふるさと納税活用にあたっての留意事項

- ① 1 回当たり 10 万円以上の寄附が対象
- ② 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止
- ③ 本社が所在する地方公共団体への寄附は本制度の対象外
- ④ 地方交付税の不交付団体である都道府県、地方交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制の支援対象外地域とされている市区町村は本制度の対象外（※首都圏整備法で定める既成市街地・近郊整備地帯など）

(3) 都内の「企業版ふるさと納税」実施状況 （12 市、3 町、1 村）

八王子市、青梅市、昭島市、町田市、東村山市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、日の出町、桧原村、大島町、八丈町